

東京都北区立滝野川もみじ小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は、東京都北区立滝野川もみじ小学校PTAといい、事務所を滝野川もみじ小学校に置く。

第2章 目的と活動

第2条 この会は、児童のしあわせと健全な成長を願い、学校生活の充実に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 この会は、目的を達成するために次の活動を行う。

1. 家庭と学校が連携をとり、会員同士の交流をはかる。
2. 児童の教育環境の向上をはかる。
3. 会員としての資質の向上をはかる。
4. その他、目的達成のために必要な活動をする

第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に基づいて活動する。

1. この会は、自立独自のものであって、他の団体の支配、統制、干渉を受けない。
2. 特定の思想や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような活動は行わない。
3. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

第5条 この会は、前条の方針に基づいて、地区および区のPTA連合会に加盟する。

第4章 会 員

第6条 この会の会員は、滝野川もみじ小学校に在籍する児童の父母、またはそれに代わる者と、本校の教職員とする。

第7条 会員は平等の権利と義務を有する。

第8条 会員は定められた会費を納めるものとする。

第5章 会 計

- 第9条 この会の会計は、一般会計と特別会計とによって構成される。
- 第10条 一般会計の経費は会費およびその他の収入から支出する。
- 第11条 この会の会費は、一家庭につき一律月額500円とする。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第13条 会計は、総会で承認された予算案に基づいて行われる。
- 第14条 決算は、会計監査を経て、総会で報告、承認を得なければならない。
- 第15条 特別会計は、この会および滝野川もみじ小学校の特別な行事・活動を支援することを目的に設けることができる。
- 1.特別会計の収入は、一般会計以外にも、特別な活動によって得られる収益を充てる。
 - 2.特別会計についても、管理・運営は役員会があたる。
 - 3.特別会計についても、会計監査を経る必要がある。

第6章 役 員

- 第16条 この会には、次の役員を置く。
- 但し、総会で承認された場合は、その年度に限り増減が認められる。
- | | |
|-------|-------------|
| 会 長 | 1名（P） |
| 副 会 長 | 4名（P3名、副校長） |
| 書 記 | 3名（P2名、T1名） |
| 会 計 | 3名（P2名、T1名） |
| 会計監査 | 3名（P2名、T1名） |
- 第17条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第18条 役員に欠員が生じたとき、または役員の不適切な行為があったときは、実行委員会の議決を経て役員を補充し、その任期は前任の残任期間とする。

第19条 役員を選出は推薦委員会が行う。

1. 推薦委員会は次の委員によって構成される。

- (1) 6 学年の保護者を除く各学年より会員 1～2 名
- (2) 教職員より会員 2 名

2. 推薦委員会は次の任務を行う。

- (1) 推薦委員の氏名を速やかに公表し、役員候補者の推薦を会員に依頼する。
- (2) 推薦委員会は、役員候補者を選出し、総会の 1 週間前までに氏名を会員に公表する。但し、教職員の候補者については学校が選出する。
- (3) 推薦委員会は、年度末総会において役員候補者を推薦し、承認を受けた後に、任務を終了する。
- (4) 推薦委員は役員候補者として推薦されないが、立候補は妨げない。
- (5) 推薦委員会が役員候補者選出で知り得た個人情報是非公開とする。

第20条 この会に顧問および相談役を置くことができる。顧問および相談役は総会で承認を得なければならない。

第 7 章 役員の仕事

第21条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長はこの会の代表として、すべての会を招集するとともに会務を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は代理をする。
3. 書記は、総会および委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録し、この会の庶務を行う。一般書類は 3 年間保管とする。
4. 会計は、総会で承認された予算に基づいて、この会のすべての会計事務を行う。会計書類は 5 年間保管する。
5. 会計監査は、必要に応じて会計を監査し、その結果を総会で会員に報告する。

第8章 総 会

第22条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第23条 総会は、年度始めと年度末の年 2 回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。実施方法は招集や書面等にて適切に行う。

第24条 各総会では、次の議題を審議する。

1. 年度始め総会

- (1) 前年度の事業報告・決算の承認
- (2) 今年度の事業計画案・予算の承認
- (3) その他必要事項の審議決定

2. 年度末総会

- (4) 次年度役員と中間会計監査の承認
- (5) その他必要事項の審議決定

3. 臨時総会

実行委員会が必要と認めた時、または会員の 10 分の 1 以上の要請があった時に、開催することができる。

第25条 総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。但し委任状を認める。総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第9章 実行委員会

第26条 実行委員会は、役員、各常置委員会の正副委員長、および校長をもって構成する。総会に次ぐ議決機関である。

第27条 実行委員会の任務は次の通りである。

1. 役員会および常置委員会の提案事項を審議し、決定する。
2. その他、PTA活動の目的達成のために必要な事項を協議する。

第28条 実行委員会は、原則として年 7 回開催する。その他会長が必要と認めた時、構成員の半数以上の要請があった場合、臨時に開くことができる。

第29条 実行委員会は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第10章 役員会

第30条 役員会は、総会および実行委員会の議決に基づいて会務を執行する機関である。役員会は、会長・副会長・書記・会計によって構成し、必要に応じて開催する。

第31条 役員会の任務は次の通りとする。

1. 総会の審議事項の立案と、総会を開くために必要な庶務を行う。
2. 実行委員会で協議する議題の立案と、実行委員会を開くために必要な庶務を行う。
3. その他PTA活動に必要な業務を行う。

第11章 常置委員会

第32条 常置委員会として、地域委員会、広報委員会をおく。次の委員によって構成される。

1. 地域委員会は各学年より会員2～3名。
広報委員会は各学年より会員1～2名。
2. 教職員はいずれかの委員会に所属する。
3. 各委員会は、互選により委員長1名、副委員長兼会計1名を選出する。
4. 委員に欠員が生じた場合は、選出の学年より補充する。

第33条 地域委員会は学校と家庭の相互理解を深め、児童の健康安全教育に協力した活動を行う。また、校外生活環境の改善に努め、家庭や地域における児童の安全対策と生活の向上をはかる。

第34条 広報委員会は、会報を発行して情報の伝達をはかるとともに、会員相互の意思の交流に努める。

第35条 この会は、特別な事情により、必要があるときは、実行委員会の議決によって、その目的遂行のために、臨時特別委員会を設置することができる。

第12章 改 正

第36条 規約は、総会の議決により改正することができる。

第13章 慶 弔

第37条 慶弔規定を以下のように設け、PTA会費より支出する。

1. 弔 事

(1) 会員、在校児童が死亡の場合 10,000 円

(2) 教職員の配偶者、子が死亡の場合 5,000 円

2. 慶 事

職員の転退職の場合の餞別（在籍1年あたり）1,000 円

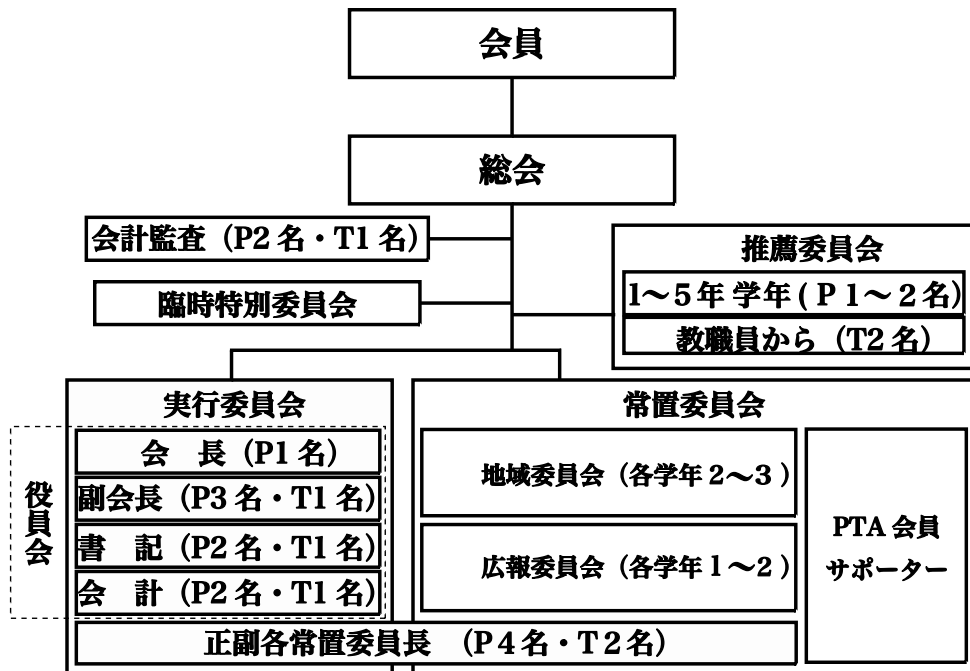
3. そ の 他

この規定に基づいて実施された事項については、社会通念上という「お返し」はしないものとする。前各項による場合の他は、その都度、会長・副会長で協議して決める。



東京都北区立滝野川もみじ小学校 PTA

※各人数は年度により増減あり



- **総会** (年度始め及び年度末、年二回実施)
- **臨時総会** (必要となった場合 適時)
- **実行委員会** (年7回実施)
- **役員会** (会長・副会長・書記・会計) (適時)
- **常置委員会** (各委員会 委員) (適時)
- **推薦委員会** (顧問・外部相談役も総会で了解を得れば参加可)
- **会計監査** (独立機関)
- **サポーター組織** (役員、委員をしていない会員の自由参加の組織。免除等の特別枠はなし)
- **臨時特別委員会** (実行委員会が必要が認められた時、または会員の10分の1の要請にて開催)

附則

平成 29 年 3 月 14 日 規約案策定

平成 29 年 4 月 13 日より施行

令和 3 年 3 月 8 日より本改訂版を施行する

改訂遍歴

第 13 章第 39 条 2・慶事（一年あたり）を追加

平成 30 年 3 月 12 日改訂

第 6 章 19 条・推薦委員会の委員数

各学級より 1 名から 6 学年を除く各学年より 1 名に変更

第 11 章 32 条・学年学級委員会と保健文化委員会の統合

常置委員会の委員数を各学級から 1 名を各学年から 2 名に変更

平成 31 年 1 月 12 日改訂

第 11 章 32 条・学年保健委員会と校外委員会を統合し地域委員会を新設

地域委員会の委員数を各学年から 3 名とする

令和 3 年 3 月 8 日改訂

第 6 章 19 条・第 11 章 32 条

推薦委員・地域委員・広報委員の委員数を変更

令和 4 年 3 月 4 日改訂

東京都北区立滝野川もみじ小学校

東京都北区滝野川三丁目 72 番 1 号

電話：03-3949-5267